

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 の一部を改正する法律案の概要

平成25年4月
林 野 庁

1 改正の趣旨

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施に関し、交付金の交付、地方債の特例等の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずることとともに、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画の制度を設け、当該計画の実施に対し林業・木材産業改善資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 目的規定の改正

法目的について、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進することに改める。

(2) 特定間伐等の支援措置の延長

間伐等に要する経費に対する交付金の交付、地方債の起債の特例等の支援措置を平成32年度まで延長する。

(3) 都道府県知事による特定増殖事業計画の認定制度の創設

成長に優れた種苗の母樹の増殖で平成32年度までの間に行われるものに関する計画（特定増殖事業計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた生産事業者団体等に対し、以下の支援措置を講ずる。

- ① 林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の延長
- ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続免除

3 施行期日

公布の日

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第1 目的規定の改正

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村による特定間伐等促進計画の作成及び都道府県知事による特定増殖事業計画の認定並びにこれらの計画の実施に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とすること。

(第1条関係)

第2 基本指針及び基本方針の記載事項の追加

農林水産大臣の定める基本指針及び都道府県知事の定める基本方針の内容に、成長に優れた種苗の母樹（農林水産大臣が指定するもの。以下「特定母樹」という。）の増殖（平成32年度までの間に行われるものに限る。）に関する事項を追加すること。

(第3条第2項、第4条第2項関係)

第3 特定間伐等の実施の促進に関する措置の実施期間の改正

引き続き、平成32年度までの間、現行法に規定する以下の措置を講ずるものとする。

- 1 市町村による特定間伐等促進計画の策定 (第5条関係)
- 2 特定間伐等促進計画を作成した市町村に対する交付金の交付 (第6条関係)
- 3 地方公共団体が特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施し、又は特定間伐等に対する助成を行う場合に、当該事業に地方債の起債を可能にする地方財政法の特例 (第7条関係)
- 4 特定間伐等促進計画に従って行う立木の伐採については、伐採等の届出を不要とする森林法の特例 (第8条関係)

第4 特定増殖事業計画の認定

- 1 種苗の生産事業者の団体等は、特定母樹の増殖事業に関する計画（特定増殖事業計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。
(第9条関係)
- 2 1の認定を受けた計画の実施のために、林業・木材産業改善資金を借り入れる場合は、償還期間及び据置期間は、それぞれ、12年以内及び5年以内で政令で定める期間とすること。
(第11条関係)
- 3 1の認定を受けた者は、講習会の受講なしに林業種苗法に基づく生産事業者の登録を受けたものとみなし、また、既登録者については、変更の届出及び登録証の書替交付に係る手続を省略すること。
(第12条関係)

- 4 1の認定を受けた者が、特定母樹を植栽する土地にある森林の樹木を伐採しようとする場合、森林法に基づく市町村の長への伐採等の届出を不要とすること。
(第13条関係)

第5 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 の一部を改正する法律案の概要

我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、

- ① 現行法では平成24年度までとなっている市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を、引き続き平成32年度まで措置
- ② 成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援する措置を新設

法案の概要

○ 現行法の概要

- ・ 京都議定書の第1約束期間（平成20～24年）における間伐及び造林（特定間伐等）の実施を促進するために平成24年度までの支援措置を規定。
- ・ 国が基本指針・都道府県が基本方針を策定し、市町村がこれに即して特定間伐等促進計画（実施主体、場所、時期を特定）を作成。
- ・ 市町村の計画に定められた特定間伐等について支援措置。
 - ① 国が市町村に交付金を直接交付
 - ② 森林整備事業の地方負担を地方債起債対象とする特例等



第2約束期間（平成25～32年）の最終年である平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てることを国際的に合意

支援措置の延長

- 二酸化炭素の吸収作用の保全を図るため、平成32年度まで支援措置を延長。

成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画制度（新規の措置）

- 将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画（特定増殖事業計画）を認定し、認定を受けた者に対して支援措置。
 - ① 林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間を延長（償還10年→12年、据置3年→5年）
 - ② 林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の手続を不要とする特例



期待される効果

森林吸収源の確保及び森林の適正な整備の推進

間伐等特措法に基づく地方債の起債の特例について

平成24年度までとなっている間伐等の実施に係る地方債の起債の特例等の措置を平成32年度まで延長

地方債の起債の特例

○ 地方債の起債の特例及び償還金に係る特別交付税を措置

※ 市町村交付金のみならず通常の森林整備事業も起債の特例の対象

○ 森林整備事業(森林法に基づく通常の補助)の費用負担割合



- ・ 地方財政法上、森林整備事業(造林・間伐等)は地方債の起債が認められていない
- ・ 近年、本法を根拠に、森林整備事業に対する補正債の適用が認められている

任意上乗せ補助
(都道府県、市町村)

- ・ 都道府県・市町村負担分※は全て起債対象
- ・ 起債は一般補助施設整備等事業債を充当
- ・ 元利償還金の30%に対し後年度に特別交付税措置

※ 特定間伐等促進計画に位置付けられている間伐等にかかる森林整備事業の都道府県・市町村負担分であって、従来の間伐等の水準を超えて追加的に実施するものの経費が起債対象となる。

成長に優れた種苗の母樹の増殖について

平成32年以降の「将来枠組み」構想に向け、森林による二酸化炭素吸収作用の強化を図るため、成長に優れた種苗の母樹の増殖を促進する取組を新たに措置

成長に優れた種苗の母樹の増殖



・林業・木材産業改善資金の特例等を措置

民間事業者等を活用し、母樹の増殖の実施を促進
(民間事業者等は母樹を増殖して、種子・穂木を販売)

林業・木材産業改善資金の特例

母樹を増殖して種穂を販売するまで最短で5年間程度必要

通常

- 母樹増殖のためのビニール温室、かん水施設等の整備に必要な資金
- 利息 無利子
- 償還期間 10年
- 据置期間 3年



特例

認定を受けた民間事業者等は、

- 対象 変更なし
- 償還期間 **12年**
- 据置期間 **5年**
(母樹の増殖が終了し、種穂を販売できるようにしてから、資金の返済開始)